熊本県立苓北支援学校いじめ防止基本方針

本方針は、熊本県いじめ防止基本方針を踏まえ、熊本県立苓北支援学校の全ての児童生徒が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

在籍する児童生徒の大部分が重度で重複する障がいを有し、そのために周囲の人への関心を持ちづらい状況や関心があっても関わることが困難な状況、また、関わりを得られない状況があることを踏まえ、まずはその状況を改善するための環境の整備、力の育成に努めることとする。その上で、以下の方針等に則った取組を推進することとする。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下に4つの項目をあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり・環境づくりに努める。
- (2) 児童生徒一人一人の自己有用感・自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、些細な兆候であっても見逃さず、アンテナを高く保つ。
- (4) いじめに対する措置は、速やかに組織的に対応し、当該児童生徒の安全を保障する ため、全職員及び家庭や関係機関との連携の下で取り組む。
- 2 いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理 的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で あって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 3 いじめの防止等の対策のための組織(組織名:いじめ防止等対策委員会)
- (1) 構成員

校長、教頭、主任事務長、各学部主事、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、外部専門家 (情報集約担当者:生徒指導主事)

(2)組織の役割

ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり を行う役割

イ 早期発見・事案対処

- (ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- (イ) いじめの早期発見・事案対処のため、情報の収集と記録、共有を行う役割
- (ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (エ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応 方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実 行・検証・修正を行う役割
 - (イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内 研修を企画し、計画的に実施する役割
 - (ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行を含む。)
- (3) 開催

年3回(各学期)とし、必要に応じて臨時に開催する。

(4)組織の活動内容の周知

委員会での活動内容については、保護者等に学校新聞等を通じて周知する。

4 取組の内容

(1) 児童生徒の様子や教師の関わり方の検証

職員による児童生徒の様子観察を日々行い、心と体の振り返りシート、もしくは、本 校独自のチェックリストを用いた点検を学期毎に実施する。また、学期毎に実施する「生 活振り返り表」をとおして、教師自身で児童生徒の様子のとらえ方や関わり方を振り返 る。

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等

いじめ防止等対策委員会を学期毎に実施し、取組についての評価を行う。また、いじめ問題や人権教育に関する研修を定期的に行う。

(3) いじめの未然防止

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり・環境づくり

(ア)なかよし集会

集団での活動をとおして、児童生徒がふれあいを深め、集団の一員としての自 覚を持つ。一人一人の違いを認めあえる集団づくりを目指す。

(イ) 児童生徒の写真や作品等の掲示 児童生徒の写真や作品等を掲示し、相互理解を深める。

(ウ) なかまの日

毎月第1月曜日をなかまの日として位置づけ、児童生徒の関わりを豊かにし、 心の連携を図る。

全校集会や関わり合いを特に意識した授業を行うことで、お互いに相手を思いたる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

- イ 児童生徒一人一人の自己有用感・自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動
 - (ア) 安心して自分を表現できる学習活動

学部や全校の場で発表をしたり、係活動に主体的に取り組んだりすることで、自己有用感を高める。

(イ) 関わるために必要な力を高める学習

一人一人に応じた学習の中で、好きな物を増やしたり、周りの状況が分かったり、 伝え合う力を高めたりする。

(ウ) 人とつながる喜びを味わう体験活動

学部や学校全体での集団の学習を行うことで、異学年交流の充実を図る。また、地域の学校との交流及び共同学習や、地域の団体との交流を行うことで、自分の存在が認められる喜びを味わう。

- (エ)「命を大切にする」心を育む指導プログラム全教育課程を通じて、命を大切にする心を育む指導を行う。
- ウ 学校における言語環境の整備
- (ア)教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚 する。
- (イ) 児童生徒に言葉をはじめとする周囲の人とのコミュニケーションの大切さを気付かせる指導の充実に努める。
- (4) いじめの早期発見
- ア 些細な兆候であっても見逃さない態度
- (ア) 「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- (イ) 気になる児童生徒や事柄を察知した場合には、学部や全職員で情報を共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。
- (ウ) 心と体の振り返りシート、もしくは、本校独自のチェックリストを作成し、職員による点検を年3回実施することにより、児童生徒の心身の状態を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- (エ) チェックリスト等により、いじめが認知されなかった場合でも、結果を児童生徒

や保護者、地域住民におたより等を通じて公表し検証を仰ぐ。

イ 全職員及び関係機関との連携

- (ア) いじめ問題を発見したときは、速やかに情報集約担当者に報告し、担当者だけで 抱え込まず、学校長以下すべての職員が対応を協議し、組織的にいじめ問題の早期 解決を図る。
- (イ)情報収集を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている当該児童生徒の 身の安全を最優先に考え、対応する。
- (ウ) いじめられている当該児童生徒の心のケアのために、養護教諭を中心に連携をとりながらアフターケアを十分に行う。
- (エ) いじめている側の児童生徒に対しては、しっかりとした聞きとりを行い、毅然とした態度で指導する。同時に、いじめの原因を把握し、根本的な解決を図る。
- (オ) 学校内だけではなく、外部専門家や関係機関との協力体制を十分に図る。

ウ 家庭や関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が発生した場合には、保護者や児童生徒入所施設との連携を日頃 以上に密にし、お互いに情報及び対応策の共有化を図る。
- (イ)状況によっては、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検 討する。

工 教育相談体制

- (ア) 担任と、学部主事や養護教諭が連携を図りながら、日頃から児童生徒の思いを 受け止めるよう取り組むことで、安心して自分の思いを伝えることができるよう な環境を整える。
- (イ) 家庭訪問や授業参観、通信等をとおして、保護者と複数の職員が関わることで、保護者が学校に相談しやすい環境を整える。
- (ウ)入所施設と月1回の連絡協議会等をとおして、児童生徒の様子について共通 理解を図る。

才 生徒指導体制

(ア) 全職員が協力をしながら、一人一人を大切にした授業を行うことで、いじめの 未然防止に努める。

5 いじめに対する措置

いじめが起こった場合は、「いじめ防止等対策委員会」を中心として、速やかに全職員で協力して加害者や被害者、第三者への適切な指導にあたる。この際、児童生徒入所施設や専門機関等、外部との連携も図りながら組織的な対応を行う。

(1)発見されたいじめ事案への対応

ア 被害者への対応

(ア) 全職員と児童生徒入所施設や保護者と連携を図りながら、児童生徒の安全を確保し守り通す。また、児童生徒の不安を除去し、落ち着いて過ごせる環境づくりに取り組む。

- (イ) いじめを受けている様子が見られたり、訴えがあったりした場合は、丁寧に聴き とりや様子観察を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝 えるなど、自尊感情を損ねることがないよう留意する。
- (ウ) 解決したと思われる場合も、被害者のメンタルケアに努めるとともに、いじめが 続いていないか十分注意を払いながら様子観察を継続する。

イ 加害者への対応

- (ア) 全職員と児童生徒入所施設や保護者と連携を図りながら、丁寧に事実関係の聞き取りや様子観察を行う。また、加害児童生徒の安全確保も行う。
- (イ) いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの過失の 重大さに気付くことができるよう、個に応じた指導を行う。
- (ウ) 加害児童生徒の抱える問題についても、児童生徒入所施設や保護者と連携を 図りながら解決できるよう取り組む。

ウ 集団への対応

- (ア) いじめを見たら、止めたり誰かに知らせたりするよう、個に応じた指導を行う。
- (イ)いじめは絶対に許されない行為であり、はやし立てるなどの行為もいじめに 加担することであるとの指導を個に応じて行う。
- (ウ) いじめが起こったことに不安を感じている場合もあるため、一人一人丁寧に様子 を観察する。
- (エ)全職員と児童生徒入所施設や保護者と連携を図りながら、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復や、周囲を含めた児童生徒間の集団づくりができるよう取り組む。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (ア) いじめに関わる行為が止んでいること その期間は、少なくとも3ヶ月を目安。 いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。
- (イ)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

6 重大事案への対処

重大事態の発生、または児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった際には、熊本県いじめ防止基本方針及びいじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル(熊本県教育委員会)並びにいじめが背景に疑われる重大事態への対応校内マニュアルに従い、報告、調査等を行う。

附則

平成26年3月18日から施行する。 平成26年12月25日から施行する。 平成28年3月25日から施行する。 平成30年7月26日から施行する。 令和3年3月3日から施行する。 令和4年3月14日から施行する。